

平成26年度包括外部監査の意見に対する対応状況(テーマ)健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
1	意見	全般事項	予算施策「地域全体での子育て支援体制の確立と充実」の予算配分について	保健福祉部	子育て支援課	<p>予算施策評価表において、施策の評価の県の関与の必要性として「高い」とした理由に次の記載がある。</p> <p>①保育対策について、住民ニーズの高い一時預かりや延長保育など多様な保育サービスへの対応が十分でない部分はまだあるため、引き続き県が支援していく必要がある。</p> <p>②放課後児童クラブについては、登録児童数の増加に伴う大規模クラブの分割、全国的に低い校区設置率の改善など、安心・安全な子育て環境の整備に向けて、今後も県が積極的に関与していく必要がある。</p> <p>③その他に、地域における子育て支援体制等については、ネットワークが不十分な面があり、民間等との協働を図りながら、子育て支援団体等の取組みを積極的に促していく必要がある。</p> <p>県費のみの県独自の事業で予算配分が多い事業に「えひめ結婚支援センター運営事業費」及び「高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費」が挙げられるが、これが施策目標の「保育サービスの充実、児童の健全育成、ネットワークづくり等による地域全体で子育てを支援する体制の整備」に合致する事業であるのだろうか。</p> <p>結婚のお相手探しは、民間でもできるサービスであり、あえて県が実施する必要があるのか、個別事業予算でも指摘している。</p> <p>また、「高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費」については、本来であれば、先進事例が他県の市町においても実施済みのものがある事業についても、わざわざモデル開発のために複数年にわたって県費を投入する必要性については理解できないし、必要であるならば各市町が個別で実施すればよい事業であったと考えられる。</p> <p>県費投入の必要性について上記①～③においてなされている説明の趣旨を考慮すれば、県費を投入すべき事業は他にあるのではないだろうか。例えば、現状で十分とは言えない①保育サービス②放課後児童クラブの充実などへの県費投入こそが、この施策の本来の趣旨に沿ったものであると考えられる。</p> <p>限られた予算の中で、何が優先され何を削るべきか、予算配分について現状ありきの思考ではなくゼロベースの思考に立ち返って、新たな視点でもう一度見直ししてみる姿勢が求められる。</p>	<p>県単事業のみに限定すれば、「えひめ結婚支援センター運営事業」及び「高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費」に対する県費の配分が多いように感じられるが、子育て支援対策として県単事業のみならず国補事業や基金事業等にも多額の県費を充当して事業を実施しているところ。</p> <p>特に、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより、保育サービス及び放課後児童クラブのより一層の充実を図っていく必要があることは十分認識しており、「地域全体での子育て支援体制の確立と充実」を実現するために必要となる県費を投入し、計画的に保育サービス等の充実に努めている。</p> <p>なお、予算編成の際は、現状ありきの思考ではなく、限られた財源の中、最小の投資で最大の効果をあげることができるよう、常に事業の選択と集中を図りながら取り組んでいるところであり、今後とも県民への説明責任を果たすとともに、県民ニーズに的確に対応していく。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
2	意見	全般事項	医師不足・医療現場の疲弊について —高度医療ネットワークの観点から—	保健福祉部	医療対策課	<p>愛媛県においても多くの自治体がこのままでは人口の維持が困難になって消滅に向かう可能性があるということを考えてみると、生活面でまず心配になるのが医療であろう。今でも地域間における医師の偏在が大きな問題になっているが、今後ますますこれに拍車がかかり、医師の不足する地域若しくは十分な医療を受けることが困難な地域が出てくるかもしれない。高速交通網の整備が十分でなければ設備の整った医療施設に行くために何時間も必要になってくるであろう。これでは『愛媛県では、特に松山以外の市町では、安心して暮らしていくことが出来ない』と思われる。</p> <p>この問題を解決するためには、愛媛県において高度医療ネットワークの構築が必要になってくると思われる。地域間の医療水準の格差をなくし、どこにいても同じレベルの治療を受けられるようにすることが求められる。そのために必要なのは遠隔医療ネットワークと電子カルテネットワークではなからうか。これらが整備されれば、患者は何時間もかけて大病院に行くことが必要なくなり、患者にとっても大病院の医師にとってもありがたいことである。日々の健康管理や日常的な診察、軽度疾患患者の治療については身近な「かかりつけ医」に任せ、その「かかりつけ医」と基幹病院が医療データを共有できれば、患者はその容態に応じて遅滞なく高度医療を受けることができる。一貫性のある切れ目のない迅速で効率的な医療の提供が可能となり、また医療サービスの平準化によって県民に「安全」「安心」を提供することができるであろう。また、医療資源を効率的に配分して、中核病院及び高度医療連携医療機関は高度医療に特化することにより、中核病院の医師の疲弊の解消にも、医療費増加のため危機的状況に陥っている保険制度の改善にも役立つことが期待できる。</p> <p>これらの話はまだまだ先のことだと思うかもしれないが、ハード面においては今日でも必ずしも不可能なことではないと思われる。もちろん諸般の事情を考慮すれば明日からすぐにはいかないかもしれない。ただ、愛媛県も行政と言う立場で医師会とも協力して積極的に検討していただきたい。</p>	<p>それぞれの病院・診療所において病院・診療所間の切れ目ない医療情報連携を可能とするため、ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備について、平成26年度に創設された「地域医療介護総合確保基金」を活用した検討を行うとともに、今後、各医療圏毎に「地域医療構想」を策定する際に、地域の医師会等、医療関係者等で構成される各医療圏の調整会議の中で医療ネットワーク等の整備も検討されることになる。</p> <p>なお、平成23年度に県医師会が県内病院等の医療情報を共有するため「愛媛地域医療連携ネットワーク」を再構築しており、県としても活用を支援していくこととしている。</p>
3	意見	全般事項	医師不足・医療現場の疲弊について —病院サイドの改善について—	公営企業管理局 保健福祉部	県立病院課 医療対策課	<p>医師は全国各地の必要数を試算して増やしていくことは重要ではあるが、同時に医師事務作業補助者や認定看護師等、医師をサポートする職種を医療現場に導入することを今後検討していくことが必要ではなからうか。そうすれば、現在過重労働で疲弊している勤務医も自分本来の仕事に専念でき、将来にわたって勤務し続けられる可能性が高くなると思われる。若手医師が誇りを持って働ける医療環境を作っていくことが重要である。</p> <p>県立病院においても今後は、このようなことも含めて医師不足に対応する術を検討していくことが必要であろう。</p>	<p>県立病院では、優秀な医師の確保、安定的な確保を図るため、各病院長を中心に関係大学への積極的な働きかけを展開し、緊密な関係を構築しているほか、他県から本県に戻って来たいとの希望がある医師をホームページ等を通じ公募している。</p> <p>また、臨床研修医、後期研修医として採用された医師が引き続き正規医師として勤務してもらえるよう魅力ある研修システムの開発や病院づくりに努めている。</p> <p>さらに、検査技師、臨床工学技師等が各種検査業務を担っていること、認定看護師の計画的な養成により医師業務のサポート体制の強化を図っていること、また、院内暴力に対する対策として警察OB職員を採用するほか、医師事務作業補助職員を順次導入し、医師業務の負担軽減を図っているところである。</p> <p>そのほかにも、24時間保育・病後児保育の実施(中央病院)や短時間勤務制度の導入、女性医師が出産休暇、育児休業後に円滑に職場復帰し働き続けられる勤務環境の整備に努めている。</p> <p>今後も、医師業務の負担軽減に取り組み医師確保に努めていきたいと考えている。</p> <p>平成26年度に創設された「地域医療介護総合確保基金」を活用して、必要とされている病院に医師事務作業補助者の設置(医療クラーク養成支援事業:7施設16名)及び希望する病院に対し、認定看護師を派遣(平成26年度:5施設)し、医療の高度化や専門化に対応できる人材の育成支援を行っている。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
4	意見	全般事項	医師不足・医療現場の疲弊について—県民サイドの改善について—	保健福祉部	医療対策課	我々県民にとっての病院はあくまでも病氣や怪我をしたときに医療を提供してもらうところである。そのため、例え軽症であっても具合が悪いときに行って診てもらうのが当たり前だと思っている。しかしながら、医療現場の疲弊を考えると、本当に単純にそれだけで良いのであろうか。もう少し、医療現場の現状に目を向けて意識を高めていく必要があるのではないだろうか。我々自身も日本の医療現場の問題点をもう少し意識し、行政もその現状を県民に伝えていくことが必要である。県民も行政も医療現場の実態を理解し、今自分たちに何ができるかを考え、実践できることから行っていくことが必要である。このことは決して多くの予算が必要なことではない。こういったことについても県が積極的に関わっていただきたい。	県では、平成27年度末を目途に、2025年に必要と見込まれる地域の医療提供体制を見据えた「地域医療構想」を、県下6圏域毎に策定するとともに、この構想を県のホームページ等でPRし、地域の医療の現状について、県民に広く伝えていくことができるよう努めていく。
5	意見	全般事項	愛媛の子育てに対するより積極的な支援へ	保健福祉部	子育て支援課	未婚化・晩婚化対策の推進も必要であることは言うまでもない。また、高齢者による子育て環境づくり推進も必要であろう。しかし、今まさに子育てを行っている「お母さん」、特に働きながら子育てをしている「お母さん」へのサポートが十分でなければ本当の意味での「安心して産み育てることが出来る環境づくり」にはならないのではなかろうか。現在子育て進行形の人たちが「安心して産み育てることが出来る環境づくり」を実感していれば、その姿を見ている次の世代の人たちも子育てに安心感を持っているのではないでないかと思われる。そここそが本当の少子化対策ではなかろうか。その意味で県としても愛媛の子育てに対するより積極的な支援を行って行っていただきたい。	県では、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を総合的に推進するため、27年3月に「第2期えひめ・未来・子育てプラン」を策定し、プランに盛り込んだ諸施策を部局横断的に推進するとともに、市町をはじめ子育て支援団体、企業等と連携し、オール愛媛で取り組んでいるところであり、テーマとして掲げた「結婚を希望(のぞ)む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり」が実現できるよう、計画の効果的な推進を図り、少子化の流れを変えていくよう努めていく。
6	意見	全般事項	医療事故を未然に防止するために	保健福祉部	医療対策課	<p>県立中央病院(松山市)において2011年、呼吸確保のため70代の男性入院患者の首に開けた穴に、看護師が誤って空気を通さない粘着性のシートを貼り、男性が窒息死した医療事故があった。病院側は医療ミスを認め「あってはならないこと」と謝罪した。また、県内の医療機関ではないが、最近も医療事故を耳にすることがよくある。このように、国民の生命・健康が守られるべき医療機関で事故が相次いでいる状況において、医療安全の確保は医療政策における重要な課題であると言える。</p> <p>医療は、本来、患者と医療従事者の信頼関係、ひいては医療に対する信頼の下で、患者の救命や健康回復を最優先として行われるべきものである。しかしながら、医療の現場において医療事故が多発すれば、県民生活の安全・安心に最も密接な関わりを持つ医療に対しての信頼が揺らぎかねない状況となる。</p> <p>住民に身近な行政として、それぞれの地域において医療安全を確保するために地域の関係者ととも安全対策に取り組むことは、県の責務であると言える。また、県は国の基本的指針・基準等を踏まえ、国や他の地方自治体等との調整を図りつつ、地域における医療の実態を把握した上で、医療機関に対して指導監督等を行っている。</p> <p>一般的には事故と災害の関係を示した法則であるハインリッヒの法則によれば、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在する。医療事故にもこの法則が当てはまると考えられると、一件の死亡事故などの重大な医療事故の陰には、29件の軽いアクシデント(通常の医療事故)、さらにその背後には300件のインシデント(日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが患者に実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすには至らなかったもの)が存在する可能性があると考えられている。この意味で、重大事故を防止するためにはインシデントおよびアクシデント報告を真剣に分析することが重要である。</p> <p>県においても県立病院だけでなく、県内の医療機関において重大な医療事故が発生しないように、各関係機関に対しての指導監督のより一層の徹底を行っていくことは言うまでもないが、重大な医療事故の陰には数多くの小さな失敗があり、その小さな失敗から目を背けてはならないという意識で対応して頂きたい。</p>	インシデント等の分析の重要性については、本県も十分認識しており、医療機関に対しては、医療監視時等に、医療法に基づいた安全管理委員会の設置及び開催状況と当該医療機関内における事故の検討状況等について確認を行うとともに、インシデント分析等の重要性について啓蒙指導を実施している。ただし、県が医療機関から医療事故やインシデント等について報告を求め、分析することについては、県に対する報告が法的に義務付けられていないこともあり、医療機関が指導やペナルティーを恐れ、幅広く、質の高い情報が集まらないことも危惧され、現時点での導入は困難である。 <p>なお、医療事故の発生予防・再発防止策を講じるためには、利害関係のない中立的な機関が、医療現場から「幅広く」、「質の高い情報」を収集し、専門家により分析した上で、改善方を医療現場等に提供することが最も効果的であると考えられており、この趣旨のもと、法に基づき国の登録を受けた第三者機関(登録分析機関)が全国の情報を収集・分析している。本県においても、法的に報告義務がない医療機関でもこの制度に積極的に参加するよう勧奨しているところであり、現在法的義務のある3医療機関に加え、任意で12の医療機関が参加している。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
7	意見	在宅介護研修センター運営費	愛媛県在宅介護研修センター運営委託料の予算額・実績額の検証について	保健福祉部	長寿介護課	<p>県は愛媛県在宅介護研修センター運営費としてNPO法人 愛と心えひめへ支払っている委託料に関連して、様々な事前・事後の検証を実施している。県が法人に対して実施している検証について大別すると、①県民サービスの満足度や稼働率に代表される会計面以外の検証 ②予算額、実績額の比較等に代表される会計面の検証に分けられる。</p> <p>①については、毎月及び毎期末分に資料の確認や視察により一定の検証が行われていると思料される。具体的には、県と指定管理者が締結した基本協定書等に基づき、毎月の事業報告の確認、研修の実施状況の確認、年一回の委託事業に関する年次報告書の確認を実施し、事務事業評価表において評価した結果を開示している。</p> <p>一方で、②については、予算額について指定管理の決定段階で積算資料の検証を行っているため、その後の年度は予算額と実績額に大きな相違がなければ問題がないと判断していると思えない。</p> <p>県担当者は毎月会計帳簿の閲覧を実施しているが、問題がなければ報告書の作成義務がない。そのため、どのような書類・証憑を閲覧・確認し、どのようなレベル感で検証しているかが第三者から客観的に確認できない状況にある。</p> <p>近年、非営利法人の不正経理等を耳にすることが多くなった。もちろん多くの非営利法人はまっとうに活動を行っているのは間違いなく、愛媛県在宅介護研修センターの運営に関して委託している「NPO法人 愛と心えひめ」についても健全な活動を行っている非営利法人であろう。ただ、非営利法人は、株式会社のように市場の目にさらされることなく、トップの経営責任が問われることもない。その意味では、ガバナンスやコンプライアンス、内部統制などについては不十分な点も多々見受けられる。加えて会計監査や内部統制監査を受ける義務もない。そのため、「非営利法人」への公金支出に当たってはより一層行政側のチェックを厳しくしていく必要がある。</p> <p>そのように考えていくと、県担当者は毎月会計帳簿の閲覧を実施しているが、問題がなければ報告書の作成義務がないという現在の状況では不十分であるように思える。実施する検証の手順、報告書の作成方法・頻度を定めたマニュアルの整備を行い、整備されたマニュアルが継続的に運用されることが望まれる。それによって第三者からも十分な検証が行われたかどうかの確認が可能となる。</p>	<p>愛媛県在宅介護研修センター運営委託料の会計面の検証については、平成27年6月19日付で検証マニュアル(愛媛県在宅介護研修センターの指定管理業務にかかる会計処理等検証票(手順書))を作成し、客観的に会計帳簿等の点検を行えるように改善した。</p> <p>毎月、指定管理者から前々月末現在の会計報告書(県委託事業の収支状況、NPO法人の活動計算書及び貸借対照表)の提出を受けるとともに、チェックリストに基づき支出証拠書等の確認を行い、報告書を作成することとしている。</p> <p>今後はこの検証マニュアルを継続的に運用し、より適正かつ効率的な公金の執行管理に努めていく。</p>
8	意見	障害者スポーツ選手育成・強化事業費	愛媛県障害者スポーツ協会の継続について	保健福祉部	障害福祉課	<p>平成29年の全国障害者スポーツ大会が終了した後の当事業費の取扱い、とりわけ愛媛県障害者スポーツ協会運営費補助の取扱いが現状で明確になっていない点には留意が必要である。</p> <p>愛媛県障害者スポーツ協会の設立趣旨は、障害者スポーツを通じて、障害者の自立と社会参加を促進することに賛同する障害者団体、競技団体、教育・行政機関などの関係機関が集まり、身体・知的・精神の3障害を統合する「愛媛県障害者スポーツ協会」を設立し、広く関係団体とも連携を図りながら、障害者スポーツのさらなる振興を推進することにある。</p> <p>障害者のあらゆる分野への活動参加機会の確保や障害に対する幅広い理解促進が、このようなスポーツ大会をきっかけにして推進され、また、スポーツを通じた障害者の社会参加意欲が高められるならば、非常に好ましいことである。</p> <p>このため、愛媛県障害者スポーツ協会の運営費補助については、愛媛県で開催される全国障害者スポーツ大会をゴールにすることなく、大会終了後も継続して頂きたい事業であると考ええる。</p>	<p>愛媛県障害者スポーツ協会は、第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」の本県開催を契機に設立されたものであるが、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者スポーツの振興は不可欠であり、他県でもスポーツ協会等を設置して各種事業を展開していることから、本県においても、えひめ大会終了後の協会の役割等について、関係者と協議していく。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
9	意見	総合社会福祉会館管理運営費	愛媛県総合福祉会館施設の利用者数について	保健福祉部	保健福祉課	<p>指定管理者制度の導入前の平成17年度と導入後と比較すると、利用者数が最も多い平成21年度でも変動率が+8.7%程度となっている。導入前と導入後8会計期間で大幅な変動はない。県が開示している事務事業評価表では、当該事業の成果指標として会館利用者数が挙げられている。</p> <p>総行経第38号によれば、指定管理制度の目的は「民の福祉を推進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成する」ことである。利用者数で判断すること自体を一概に正しいとは言えないが、当該事業について民間事業者のノウハウを反映した結果は、成果指標としても県民へ還元される。会館の運営は、受益者のニーズを考慮した営業努力も期待されることであり、指定管理者制度導入前と導入後8会計期間が同水準の利用者数であることが適切かどうかは疑問の残るところである。</p> <p>平成25年度事業報告によれば、「今後は稼働率の分析を進め、全室での高い稼働率実現に向けた検討が必要である。」と法人自身が評価しており、目標利用者を設定するなど、引き続き具体的な施策を推進してほしい。</p>	<p>総合社会福祉会館は、民間の社会福祉活動の拠点として、福祉関係情報の提供、相談、研修等を行い、各種行事・集会に必要な施設を提供することを目的に設置されており、指定管理者制度の導入後も、会館の管理・利用促進に加え、介護関係の知識・技術及び機器の普及活動を指定管理者の業務と位置づけている。</p> <p>また、その利用において、社会福祉事業その他社会福祉の増進に寄与することを主たる目的として利用する者には、利用料金の減免措置や利用予約開始時期の優遇が施されることとなっている。</p> <p>会館利用者数に最終的な目標値を設定し、利用者数の増大を最優先課題とすれば、利用目的による利用料金や予約開始時期の優遇措置を廃止し、社会福祉以外の一般の利用を呼び込む策も考えられるが、これでは、施設の本来の設置の目的を果たしたことはない。</p> <p>しかし、稼働率を見ると依然向上の余地はあり、利用者数の増大は社会福祉の啓発にも寄与することから、施設の設置の目的と両立可能な範囲で、利用者数の増大に努めていく。</p>
10	意見	難病患者支援事業費	難病新法施行後の当事業のあり方について	保健福祉部	健康増進課	<p>新難病法によって、難病医療費助成を受ける患者数は、国全体で78万人から150万人に増える見込みである。県においても、対象患者の相当な増加が見込まれ当事業のサービス利用者も増加することが予測されることから、平成27年度予算において、医療及び支援体制の整備について実態調査することである。</p> <p>県として独自に行う実態調査を踏まえ、拠点・協力病院とかかりつけ医間の患者情報の共有やレスパイト入院の受入れ等、医療機関間の連携を強化し、難病患者・家族が安心して療養生活を送ることができる体制をさらに充実していただきたい。</p> <p>また、当事業の関連として、「原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定の疾患については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患に関する医療の確立普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る」ことを目的として医療費助成（現在毎年度16億円程度）を予算事業として国庫補助制度の枠組みで実施している。</p> <p>これについて、新法では、法に基づく負担金とされ、対象疾病の拡大に伴い医療費助成経費が大幅に増加することが予想されている。</p> <p>難病に係る医療費助成経費は、例えば大幅に増加しても必要なものであり、法律に基づく措置として、広く国民にその必要性や疾病の内容を理解してもらえよう国と協調しながら、難病に関する普及啓発活動を県でも取り組んでいただきたい。</p> <p>新法では、難病に関する普及啓発も謳われおり、そうすることによって難病患者やそのご家族の状況及び難病の医療や研究について県民への理解も進むものと思われる。</p>	<p>国において、平成27年9月15日に策定された「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、本県の難病医療拠点病院等の医療体制の整備や保健所を中心とした療養支援体制の整備等について、関係機関への聞き取り調査等を実施し、平成28年度中に難病患者の支援体制を見直すこととしている。</p> <p>また、難病に関する普及啓発については、まず、新たな医療費助成制度について、県広報紙や広報ラジオ、ホームページにより広く県民に周知を図るとともに、平成26年11月、12月、平成27年5月に健康増進課長から県医師会等に協力を依頼するなど取り組んでいるところである。今後も引き続き、保健所における啓発や県ホームページ等を活用した難病に関する正しい情報の発信、患者団体の啓発活動への協力等に努めたい。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
11	意見	医療施設等調査指導事業費	診療所への「自主管理票」の活用について	保健福祉部	医療対策課	<p>平成25年度において、診療所の立入検査実施率は、八幡浜が70%と他の保健所に比べると低い水準となっている。南予地域は、広範囲な上、医療監視人員の問題もあり、計画していた立入検査が実施できない現状があるとのことである。しかし、県は、計画で実施先に選定された医療機関に、検査の1か月前に「自主管理票」で自己点検を行わせ回収していることから、都合で立入検査を実施できなかった場合にも一応の対応はできていることになる。</p> <p>県においてはすでに「自主管理票」による運用を行っていることを評価したい。ただし、上記の通り、計画で実施先に選定された診療所のみ「自主管理票」による点検を実施していることから、以下の提案をしたい。</p> <p>診療所は数年に1回の検査頻度であることを鑑みると、毎年「自主管理票」を配布し回収することで、医療安全管理対策の向上が図られると思われる。「自主管理票」のチェック項目は毎年見直されており、国から通知される重点項目が盛り込まれている。</p> <p>現状、立入検査時に定期的な自主管理票によるチェックを行うよう指導しているとのことであるが、保健所に提出させなければ各診療所によってバラつきがでるであろうから、県内の医療の質を一定に保つ意味からも、是非、「自主管理票」の配布、回収及び回答のレビューを行っていただきたい。不適にチェックがついている項目がある診療所に対しては、立入検査の年でなくとも、何らかの方法でフォローを行ってほしい。</p>	<p>自主管理票の有用性は、県も十分に認識しており、御意見の通り、医療機関に対し、自主管理票を用いて自己チェックを行う様に指導しているところである。</p> <p>ただし、「毎年、全ての医療機関から自主管理票を回収し、レビューを行う。」ことについては、①立ち入り検査による検証がない自己記入のみでは、記載内容の正確性・公平性の担保が難しいこと②特に不適事項については、立ち入り指導等を忌避するため、申告しない恐れもあることなどから、導入しても形骸化する可能性が高いため、導入は見送りたい。</p> <p>なお、自主管理票については、国から通知される重点項目等を踏まえた上で毎年度見直していることから、平成28年度には、県HPIに掲載し、最新の内容について周知を図ることとする。</p>
12	意見	救急医療対策事業費	今後の救急医療体制の整備について	保健福祉部	医療対策課	<p>救命救急体制の課題は、医師不足が根底にあり、救急医療体制整備の成否は医師確保が大きく影響すると考える。</p> <p>愛媛大学医学部入試に、卒業後の勤務地を県内とする「地域枠推薦」が設けられており、本県においても医学部学生を対象に、平成21年度より地域医療医師確保奨学金制度を設け、卒業生の県内定着を図り、地域医療に従事する医師を確保する取組を行っている。また、奨学生医師のキャリア形成上の不安を解消するために、愛媛県に軸足を置きながら医療技能の向上や専門医の資格取得などのスキルアップしていくためのキャリアプログラムを設け地元定着の向上に向けて取り組んでいることは評価できる。</p> <p>平成26年度に、地域医療医師確保奨学金制度を活用した医学生が初めて卒業することになるが、初期研修後の各自治体への派遣状況を見ながら、どれほどの効果(医師の定着)があったかを見極め、当制度の在り方を改めて検討されたい。</p>	<p>地域医療医師確保奨学金制度を活用した医学生は、平成26年度末から当分の間、毎年10～20名が卒業し、研修期間を含めて9年間の義務配置を行うことになっていることから、当面は義務配置の終了する平成36年以降の定着に繋がるよう努めていく。</p>
13	意見	高齢者による愛顔の子育て環境づくり推進事業費	「高齢者による子育て環境づくり推進事業」終了後の県の関わりについて	保健福祉部	子育て支援課	<p>当事業は、「みんなの愛顔づくりプロジェクト提案事業」で保健福祉部の若手職員によって起案し採択され、平成24年度より開始された。新たな子育て環境の充実を図るためのモデル事業として、市町等と連携して平成24年度から3カ年かけて実施している。平成26年度は、最終年度にあたり、年度末には、取り組んできた成果や課題等の報告及び全国の先進事例を紹介するための県民運動推進セミナーを開催して、各地域での普及・定着を図ることとしている。</p> <p>当事業は、モデル事業であるため、試験的に実施した市町等をお手本として、他の市町等に広がらなければ事業の意味がなくなってしまう。県においては、平成27年度以降も、市町等がどのようにモデルを利用しているか、新たに発生した問題点の市町等での共有など、連結環としての役目を果たせるようウオッチしてほしい。</p>	<p>各市町に事業実施状況調査を行い、平成27年度は5市が実施していることを把握している。未実施市町の理由としては、職員の不足など実施自体が困難となっているケースもあるが、交流モデルの活用が十分に図られていない状況があるため、今後、市町の実施状況の把握と情報提供により、実施促進を図っていく。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
14	意見	公立病院改革プラン	健全化に向けた部門別分析手法の改善について	公営企業管理局	県立病院課	<p>県立病院は、公的医療機関として、民間医療機関が敬遠しがちなへき地医療や救急・小児・周産期等の不採算部門に関する医療を提供する重要な役割を果たしていることは理解できる。しかしながら、一般会計からの負担金繰入についても、財源は税金であるため、一般会計からの繰入金金の縮減は本県の財政状況にとっては重要な課題である。</p> <p>全体損益を黒字化することを最終目標とするのではなく、収益源となる部門についてはより一層の収益を獲得し、その余剰を新規投資等に活用する、もしくは不採算部門の損失を今以上に補填していく必要がある。また、一般会計からの繰入の対象となる不採算の部門についても、利益の計上に至らずとも、収支の改善を図るためにふさわしい対策を個別に検討していく必要がある。</p> <p>そのためには、部門ごとの収益性を把握するために、部門ごとの損益把握が必要となる。収入については部門ごとに集計する仕組みが構築されているが、費用については患者の症状や救急等の対応により区別がなされていないというのが多くの病院の現状である。</p> <p>しかしながら、県立病院においては、一般会計からの不採算部門に対する負担金の算出に際して、その部門の損失額が算出されていることから、健全化に向けた分析についても同様の手法により費用を部門ごとに区別することが可能であると考えられる。</p> <p>収益性を求める部門と公的機関たる性質から不採算とする部門を明確に区別し、それぞれで健全化に関する目標を定めるとともに、実績との乖離を分析し、今後の方策を定めるような仕組みを構築することを検討されたい。</p>	平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制改革や、地域医療構想を踏まえた県立病院の機能強化策等を検討しており、これらを検討する中で、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画についても議論することとしている。策定に当たっては、部門別分析手法の導入についても検討したい。
15	意見	病院経営指標の分析について	業績が反映できる給与制度の導入について	公営企業管理局	県立病院課	<p>本県のみならず他の都道府県立病院の医師に対する給与は、条例で定められているため、低い水準であり、他方、事務職員の給与は、自治体本庁の職員と同様の給与水準であるため、年功序列的に高い水準にあると考えられている。</p> <p>民間病院は、営利を求める事業体であるため、不採算部門の創設・撤退が機動的に行えるものの、地域の病院間での厳しい競争に晒されており、事務職員の給与水準を低くしながらも運営されている。これは、県立病院のように給与水準や人員数等が条例で定められているのではなく、コスト削減に関する経営の自由度が高いことにある。県立病院が現行の組織形態では実行できないコスト削減手法ではあるが、県立病院を地方独立行政法人化すれば、各病院が職員の定員に関して広範な権限を有し、また、業績が反映される給与の仕組みを導入することが可能となる。</p> <p>県立病院の健全化を図るため、職員給与水準等の見直しを含む病院運営の業務執行が柔軟となるような地方独立行政法人化等の組織形態の見直しを検討されたい。</p>	県立病院の独立行政法人化については、これまで検討を行ってきたが、債務超過といった問題もあり、現状では導入できないという結論にいたっている。
16	意見	債権管理について	県立病院への未収金管理システムの導入及び活用	公営企業管理局	県立病院課	<p>県立病院(中央病院を除く。)においては、手書きにより未収金整理簿等を作成し、債権管理を行っている状況となっている。</p> <p>未収金の件数が膨大にあること及び人員の制約があることに鑑みれば、中央病院のように未収金管理システムから督促状及び催告状が自動で発行されるシステムを他の県立病院において導入することも効果があると考えられる。債権管理業務の効率化のため、費用対効果を勘案しながらシステム導入を検討されたい。</p>	未収金の回収業務が円滑に進むように、督促や弁護士法人への回収委託等に関する具体的な実務を記載したマニュアルを作成し、平成27年10月27日付で県立病院課長から各県立病院長へ通知済である。
							未収金管理システムについては、医事会計システムの付加機能であることから、次回システム更新時(概ね5年毎更新)に費用対効果を勘案しながら導入を検討する。

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
17	意見	債権管理について	県立病院の未収入債権の放棄について	公営企業管理局	県立病院課	<p>未収金の権利の放棄については、消滅時効期間を経過し、所在不明や生活困窮等の要件に該当する場合にのみ認められると「愛媛県病院事業未収金取扱要領」にて規定されている。県立病院を訪れる患者の中には、病気や高齢等に支払い能力のない患者もあり、各病院においては、診療費は私債権(県と受診者の意思表示によって成立する契約により発生する債権)であるため強制徴収するためには裁判の手続きが必要となることや強制力を持った調査権がないことから財産状況等の把握に限界がある中で、住民票による死亡確認や所在調査、裁判所の破産免責決定通知書による破産確認、生活保護認定の確認等を行い、権利の放棄について慎重に判断している。</p> <p>診療後すぐに診療費を支払っている患者がいること、厳しい財政状況であっても分割により診療費を支払っている患者もいる。受診者間の公平性を確保するためにも、未納者の返済能力(財産状況)については、可能な限り実態を把握することにより判断する必要がある。</p> <p>また、平成25年度の未収金権利放棄で、生活困窮の次に多いのは所在不明を原因とするものとなっていることから、継続的な督促や未納者の状況把握を適切に行い、未収者の所在把握に努める必要がある。</p> <p>先にも述べたが、入金や督促状況に変化がなくとも、回収担当者が定期的に状況を把握して事務局長及び病院長に未収金整理簿等にて報告して承認を受け、適切なフォローを行うようにすれば、未納者の所在が現状よりも把握できるようになるため、より一層の未収金整理簿の活用を検討されたい。</p>	<p>病院の診療債権は民法上の私債権であるため、未納者本人の同意なしに預金等の財産を調査することができないとともに、裁判上の手続きによらなければ財産を差し押さえすることができない。</p> <p>このような状況下において、各病院では、分納相談等があった場合には、収入等の状況について可能な限り詳細な聴き取りを行っており、引き続き、受診者間の公平性を確保するため、粘り強く、未収金の回収に努める。</p>
18	意見	全般事項	各県立病院での固定資産管理システムの活用	公営企業管理局	総務課	<p>固定資産管理システムを導入しているため、固定資産の保有に関する情報は当システムに集約されることになるが、その情報を管理するのは本局のみであり、各病院では固定資産管理システムを利用することができない。そのため、固定資産の現物確認においても、本局にて固定資産の一覧を各病院へ送付して現物確認が行われている。</p> <p>各病院にて固定資産管理システムに集約されている固定資産情報を閲覧できれば、本局より固定資産の一覧を作成する必要もない。また、本局にて固定資産原簿を作成し、各病院では固定資産台帳を作成しているが、双方が固定資産管理システムに登録されている情報を活用すれば、効率的な固定資産管理に関する事務執行ができると考えられる。</p> <p>固定資産管理システムに登録されている情報と重複した情報が記載された固定資産原簿及び各病院の固定資産台帳が作成されることに意義はない。</p> <p>固定資産管理の効率化の観点から、各病院にて固定資産管理システムを利用することを検討するとともに、固定資産原簿及び固定資産台帳の運用を廃止することを検討されたい。</p>	<p>平成27年10月から、本局で管理している固定資産システムのデータを、各病院においても閲覧できるようファイルを共有することとし、効率的な管理に活用できるよう改善した。</p> <p>また、現在紙で管理している固定資産原簿及び固定資産台帳については、平成27年度取得分から順次電子化を行い、事業所と本局間で共有することとしている。</p>
19	意見	固定資産管理について	高額医療機器の取得及び保有のあり方について	公営企業管理局	県立病院課	<p>稼働状況及び今後の活用に向けた対処策を各病院から報告させることは、有効活用に関する意識の向上に貢献すると考えられる。</p> <p>しかしながら、県の基幹病院として存在する中央病院は別として、各病院の今後のあり方の議論や医療地域連携により特定分野への特化に関する方針等に関する議論が進んでいないなかで、保有する高額医療の稼働状況について議論し、機器のあり方のみを先に議論することに、あまり効果は期待できないと考える。現状においては、不採算の高額医療機器であっても、公立病院には求められる役割があり、稼働状況が悪くとも整備し、保有し続ける必要があるというのが各病院の実情であると考えられる。</p> <p>稼働実績が低い医療機器に関する今後の対処方針については、各病院の今後のあり方や医療地域連携のあり方を前提としたうえで、議論していくことを検討されたい。</p>	<p>現在、「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、4県立病院のそれぞれの機能強化等について検討を行っているところであるが、医療機器に関する今後の対処方針については、総務省が平成28年度末までに策定を求めている経営計画を踏まえた上で、今後検討を行う。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
20	意見	固定資産管理について	災害時対応のための設備改良について	公営企業管理局	県立病院課	<p>今治病院より、非常用自家発電機について、冷却方式の変更(工事金額概算:2,900万円)が必要であるとして平成26年度に改良することが要望されている。</p> <p>今治病院からの要望理由は、現在の仕様では災害により停電と断水が同時に起こった場合に短時間しか発電機を運転させることができないとのことであるが、本局では、現在壊れているものではなく、限られた予算のなかで災害医療のみならず、一般医療や救急医療など病院機能の維持のため、総合的に判断した結果、他に優先すべき事業に対応する必要があるとして、改良が見送られている。</p> <p>財源に制約があり、設備の更新等に優先順位をつけ順次更新等していく必要があることは理解できる。しかしながら、今治病院は災害拠点病院であり、災害発生時に応急用資材、自家発電機、応急テント等の備置により診療が自己完結できることが求められているため、適切に機能するよう備えておく必要がある。</p> <p>また、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」の実現を着実に進めるために年次方針が毎年度定められているが、平成26年度の年次方針として、災害への対応が県の重要施策(特別枠対応)とされており、災害への対応のための設備の更新等は本県の施策としても重要な事項であると考えられるため、災害の対応について早急に配慮されたい。</p>	<p>非常用自家発電機は、災害が発生した場合等に病院の診療機能を維持するために必要不可欠な設備であると考えているが、限られた予算の中で病院機能を維持していくためには、施設整備についてもその優先順位を総合的に判断する必要がある。</p> <p>現状では、最低6時間は安定運用できるものの、上水の供給状況によりその後の運用時間に制限を受ける可能性があることから、今後、他の重要設備の整備状況も勘案しながら、可能な限り早急に整備できるよう、検討を行うこととしている。</p>
21	意見	県立医療技術大学	外部資金獲得について	保健福祉部	保健福祉課	<p>他大学法人の外部資金比率も大半は2%前後で推移しており、当大学法人が突出して比率が低いという状況ではない。他方、受託研究等の獲得により外部資金を大幅に獲得している大学法人も中にはあり、当大学法人においてもまだ外部資金を獲得する余地はあると考えられる。</p> <p>より一層の外部資金獲得を支援する体制づくり・外部資金獲得を促進する評価体制を進めるべきであると考えられる。</p>	<p>学内のFD委員会(FD: Faculty Development, 教員の資質・能力向上のための取組み)が中心となって、外部資金である科学研究費補助金獲得のための研修会を開催するなど、外部資金獲得に向けた取り組みを行っており、今後もさらなる資金獲得を目指していく。</p>
22	意見	県立医療技術大学	県内就職率について	保健福祉部	保健福祉課	<p>「中期計画」において卒業生の県内就職者割合について50%を確保する目標が掲げられているが、この目標については概ね達成できていると考えられる。また、県内就職率を確保する方法として、県内出身率を増やすことが重要と考えられるが、これについても50%後半～60%前半で推移しており、一定の成果が認められる。</p> <p>当大学において、いずれの年度においても県内出身率を県内就職率が下回っている状況が続いている。</p> <p>これは、結果として県内の若い人材が県外に流出していることを意味するものである。</p> <p>就職先の決定は最終的には学生本人の意思によるものではあり、いったん県外の大きな病院で経験を積み、また県内へ戻ってくるという就職者が一定数存在するという事情等も考えられるが、県の医療の発展と地域社会の貢献のためにも、県内就職者の確保と質の低下をもたらさない形での県内出身学生の確保の双方の取組が引き続き重要であると考えられる。</p>	<p>県内就職者の確保については、就職セミナーにおいて県立病院等による職場説明の機会を設けたり、県内に就職した卒業生と在校生の交流の機会を設けて県内就職の魅力を伝えてもらうなど、県内への就職促進に取り組んでいるところである。</p> <p>県内出身学生の確保については、平成25年度から入学定員を計20名増した際には、その6割を県内生の推薦枠として拡大するとともに(定員の30%→36%)、県内高校への学校訪問やオープンキャンパスなどを通じて積極的に情報発信、広報活動を行い、受験喚起に努めているところである。</p> <p>県立大学として県内定着を図っていくことは重要な事項と認識しており、引き続き県内就職者及び県内出身学生の確保に取り組んでいく。</p>

No.	種別	対象事業等	意見項目	担当部局	所管課	監査結果	対応状況・方針等
23	意見	県立医療技術大学	経営審議会の構成メンバーについて	保健福祉部	保健福祉課	<p>経営審議会の構成員については定款において下記のとおり定めている。 定款 第17条 経営審議会は、8人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 理事長 (2) 理事長が指名する理事 (3) 理事長が指名する職員 (4) 大学に関し、広くかつ高い識見のある学外者のうちから、理事長が任命する者 このうち、「(3)理事長が指名する職員」に相当する者として、現状では「学部長を兼任している理事」が選任されている(上記表③参照)。 この点については、定款で定めている「理事長が指名する職員」が「理事を兼任している」職員についても適用されるか否かについては明確な定めがなく、一律にこれを不相当とすることはできない。 しかしながら、大学のガバナンスという観点からは、理事ではない職員を経営審議会の構成員とすることにより、教育現場の意見を吸い上げるというボトムアップの視点を取り入れることが可能となり、ひいては適切な法人経営に資すると考えられる。 このため、経営審議会の構成メンバーについては今一度見直されることを期待する。</p>	<p>現在は、理事を兼任している学部長が選任されているが、これは本学教育現場の経験が豊富であり、豊かな識見・経験を活かして法人経営について適切に審議できる人物として適任と判断してのことであり、今後も、職員の経験や識見等を勘案しながら、適任者を選出していく。</p>
24	意見	県内の障害福祉サービス事業所・施設について	社会福祉事業団に期待される役割について	保健福祉部	保健福祉課	<p>指定事業所・施設に占める事業団運営施設の定員の割合は、定員の少ない「自立訓練(機能訓練)」及び「宿泊型自立支援訓練」を除けば、5%~8%となっており、県の障害福祉サービスのほとんどは、民間事業者が運営していると言っても過言ではない。 事業団は、県が全額出資している社会福祉法人であり、元々は県立の社会福祉施設を受託運営するために設立された。しげのぶ清流園やしげのぶ清愛園などは県立施設であったが、現在は事業団に譲渡され、事業団の直営施設として運営されている。 提供サービスは障害者総合支援法で規定されているため、事業団運営施設と民間事業者運営施設は同一で、障害福祉サービスの多くが民間事業者によって担われていることを鑑みれば、県が全額出資している事業団運営施設に期待される役割は何であるか。 県が公費により全額出資しているという意味において、民間の社会福祉法人等とは異なる存在意義を有しており、県民の信頼と評価等も必要である。また、県民も県が全額出資している社会福祉法人に対しては、より強い期待を抱くであろう。核家族化が進み障害者を持つ家庭では、家族だけではどうにもならない事情を抱えて生活している方もいるだろう。さらに、障害者の高齢化が進み、身寄りのない方もこれから増えていくであろう。障害福祉サービスのニーズは時代とともに変化し多様化していくものである。 このような環境で、事業団運営施設は指導的役割をさらに発揮して、一人一人に合ったサービスを提供し、サービスの向上を図るとともに、障害者が自立できる地域社会づくり、社会参加、就労支援の取組のモデル施設となるべく運営していただきたい。</p>	<p>地方分権改革に伴う地方自治法改正により指定管理者制度が導入された経緯のほか、行政改革における出資法人や公の施設の在り方の見直しにより、事業団についてもその他の社会福祉法人同様に安定的継続的にサービスを提供するため法人として自立した運営や財政基盤の充実に努めることが求められており、施設でのサービス提供についても、他の民間施設同様に、施設整備や人員配置を含め安定的にサービスの質、量を確保できる体制を整え、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定を受け提供されているものである。 このため、入所者に対して質の高いサービスを安定的・効率的に提供することはもとより、県出資法人であることを踏まえて、本県の障害福祉サービスにおける先駆的・モデル的役割も期待されているところである。 障害福祉サービスでは、法体系や制度の改正に伴い、施設から地域へ、福祉から就労へというニーズの変化が生じており、他法人では実施していない宿泊型自立支援訓練などの実施や就労移行支援事業と障害者就業・生活支援センターが緊密な連携をとりながら、一般就労に向けた取り組みの強化を図っている。 県出資法人の運営する施設として、今後も先駆的・モデル的な役割を果たすために指導・助言を行っていく。</p>
25	意見	愛媛県社会福祉協議会	固定資産の範囲に関する経理規程上の規定と貸借対照表の不整合について	保健福祉部	保健福祉課	<p>愛媛県社会福祉協議会の平成25年度の事業報告・収支決算書(総合貸借対照表)における固定資産の勘定科目と、経理規程に限定列挙項目として規定されている固定資産の範囲が整合していない。 経理規程上の固定資産の範囲は、例示列挙ではなく限定列挙されている。実態に見合った経理規程への変更が必要と考えられる。 経理規程の見直しにあたっては、「モデル経理規程」に準拠しつつ、年度ごとに見直す必要があり、外部監査の活用等により、外部の専門家によるチェックを通じて、経理事務の適正化に努める必要がある。</p>	<p>平成27年4月1日から適用している社会福祉法人会計基準に対応した経理規程では、「モデル経理規程」に準拠し、法人の現状にあった固定資産を限定列挙している。(平成27年3月26日理事会承認)</p>